

# 仕 様 書

## 1 件名

令和元年度 東京観光情報センター データベース構築の業務委託 その2

## 2 目的

東京観光情報センター（以下「センター」という。）を訪れる国内外のお客様ニーズは多岐にわたっており、観光客の問い合わせ内容は日々変化している。お客様のニーズに合う質の高いサービスを提供し、さらなる満足度の向上を図るため、センターを訪れる来場者数や問い合わせ内容を収集・分析しやすいデータベースを構築するとともに、各センターで日々入力している日次報告書を月次報告書及び、年次報告書に自動生成するネットワークの仕組みを構築することで、運用上の業務効率化を図る。

## 3 履行場所

(1) ネットワークの仕組みを構築するセンターとは、以下の6施設をいう。

ア 東京都庁	新宿区西新宿二丁目8番1号	東京都庁第一本庁舎1階
イ 羽田空港	大田区羽田空港二丁目6番5号	東京国際空港国際線ターミナル2階
ウ 京成上野	台東区上野公園一丁目60番	京成上野駅構内
エ バスタ新宿	渋谷区千駄ヶ谷五丁目24番55号	バスタ新宿3階
オ 多摩	立川市柴崎町三丁目1番1号	エキュート立川3階
カ 全国観光PRコーナー	新宿区西新宿二丁目8番1号	東京都庁第一本庁舎1階

## 4 契約期間

契約締結日の翌日から令和2年3月31日まで。ただし、システム稼働は令和2年3月中旬とすること。

## 5 業務委託内容

(1) システム構築・機能

- ア 現在、エクセルで管理している日次報告書等のデータを、集計・分析・加工（グラフ化等）しやすいデータベースを構築すること。
- イ 集計項目は、現行の項目に、①来場者数の時間帯別集計、②問合せ人数の総計及び時間帯別集計を追加すること。
- ウ 来場者数・問合せ人数・問合せ件数（項目ごと）は、カウンターアプリ等を使用し、タブレット画面をタップするだけで自動集計し、データベースに反映できるような仕組みを構築すること。アプリからサーバに吸い上げる機能もあわせて構築すること。集計項目は、日本人・外国人の別、窓口・電話別等とし、協議の上決定する。入力用の機器及び通信手段に係る費用については、財団が別途負担する。
- エ 来場者数・問合せ人数は、時間帯別に集計すること。
- オ 現行の日次報告書の「業務報告」以下の項目については、入力画面を作成すること。
- カ 入力画面に入力した情報全てについて、キーワード検索を可能にすること。
- キ 自動集計項目と入力項目を統合し、日次報告書を自動作成する機能をつけること。
- ク 日次報告書を作成し、公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の承認を得た後に、データベースに反映される仕組みにすること。
- ケ 管理画面を作成し、必要な権限等を財団と協議の上、設定すること。

- コ 管理画面やカウンターアプリ等へのアクセス制限について、適切に対応すること。
- サ データベース上のデータを出力可能な機能を付けること。出力の様子は財団と協議の上、決定すること。CSV を出力の際は、管理端末で出力可能なシステムを組むこと。

(2) 日次報告書から月次及び年次業務報告書の自動作成

- ア 日次業務報告書内容を、自動的に月次業務報告書及び年次報告書へ数値反映、合計算出、グラフ反映をできるようにすること。日次業務報告書の掲載項目は、別紙1「東京観光情報センター 日次業務報告書掲載項目」を参照すること。
- イ 日次及び月次業務報告書は現状運用上で活用されているものをベースとするが、新たに追加する項目等によって見やすいフォーマットレイアウトを提案すること。詳細は財団と協議の上、決定すること。
- ウ 来場者数、問い合わせ件数については、外国人、日本人、日別時間帯別等で実績集計、その結果をグラフ表示、帳票出力を可能とすること。

(3) 過去の日次報告書記載事項の入力

平成30年4月1日から平成31年3月31日分、及び平成31年4月1日からシステム導入までの期間の日次報告書に記載の事項をデータベースに追加すること。

(4) システム構成

- ア Web ベースのインターフェースを前提に、十分信頼性を考慮したシステム構成を提案すること。オンプレミスではなく、クラウドサービスを利用した形態で提案すること。
- イ インターフェースはWeb ベースを基本とすること。
- ウ システムの機能・性能要求を満たす最適なインフラ構成、クラウドサービスを利用することを前提に提案すること。クラウドサービスの費用は委託料に含める。
- エ 利用者数の増大、処理数の増大など業務拡大に容易に対応できること。
- オ システムが要求する性能要件とセキュリティを考慮の上、最適なネットワーク構成を提案すること。
- カ セキュリティ対策の徹底（改ざん検知、アクセスログ、端末単位でのアクセスブロック等）をすること。
- キ 障害時の復旧等に備え、データバックアップを考慮すること。
- ク サービス提供時間は、原則として24時間365日稼働が可能なこと。
- ケ 災害対策の要否等は特別に対策を必要としない。
- コ クラウドのドメイン取得代行・管理をすること。
- サ 入力用のPCは財団側で別途用意する。

(5) 試行期間中の対応

データベース構築後、令和2年3月31日までの期間を試行期間とする。試行期間中は財団及びセンター管理運営業務等を受託する民間業者に使用状況を確認すること。来年度の本格実施に向けて課題を抽出し、必要に応じて随時改善策の提案・実施を行うこと。

- (6) 要件定義にあたっては、財団及びセンター管理運営業務等を受託する民間業者と綿密なコミュニケーションをとり、使用者が利用しやすいシステムを構築すること。

6 納品物および成果物

成果物として提出するものは、次の通りとする。

- (1) データベース導入に伴う業務確認書、シナリオ、人数等カウンターアプリケーション、データ

- およびデータベース、起動手順及び注意事項に関する資料、必要機器一式
- (2) (1) で作成した日次及び月次 (3 月分) 業務報告書 (印刷物及び電子データ)
  - (3) ウェブサイトの運用管理に必要な全ての情報をまとめた書面を作成し、提出すること。  
(サイト設計書、システム仕様設計書、セキュリティ対策等)

## 7 支払

契約金額の範囲内において、受託者は履行内容と執行確定額を財団に報告する。財団は履行内容及び執行確定額の確認後に、受託者からの請求に基づいて支払いを行う。

## 8 その他

- (1) 受託者は契約締結後、速やかに業務全体の実施計画を作成し実施すること。実施計画は財団と協議の上、決定すること。
- (2) 納入物件は書面及び電子媒体とする。電子媒体については、その後の利用方法を勘案して適切なファイル形式、媒体 (CD-R、DVD-R、BR 等) で納入すること。
- (3) 本契約の履行に際して知り得た秘密は、これを漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。  
また、別紙 2 「個人情報に関する特記事項」及び、別紙 3 「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」を遵守すること。
- (4) 財団が必要あると認めるときは、受託者と協議の上、この契約の内容を変更する。
- (5) 本契約における作成物の著者に関する一切の権利 (著作権法第 27 条及び 28 条の権利を含む) は、財団に譲渡すること。また、受託者は著作者人格権の行使をしないものとする。
- (6) 本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (平成 12 年東京都条例第 215 号) の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
  - ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
  - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法 (平成 4 年法律第 70 号) の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。  
なお、当該自動車の自動車検査証 (車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (7) 受託者が本契約を良好に遂行した場合、1 年間を単位として最大 2 回まで本契約を更新することができる。
- (8) 契約満了若しくは契約解除に伴う新規受託業者との引継ぎに関しては、契約期間中の業務履行に支障をきたさないことに留意するとともに、新規受託業者の業務履行に問題が発生しないよう十分な対応を行うこと。
- (9) 受託者は業務内容の一部を再委託する場合には事前に財団と協議しなければならない。
- (10) 契約の履行について不明な点がある場合は、事前に財団と協議し、これを確定する。
- (11) 財団は必要に応じて本契約に係る情報 (受託者名・契約種別・契約件名および契約金額等) を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (12) 受託者の開発体制において、プロジェクトマネージャーまたはプロジェクトマネージャーオフィスは以下のいずれかの資格を有する者として、受託後資格保有証明書を提出すること。
  - ・経済産業大臣認定「情報処理技術者 (プロジェクトマネージャー)」
  - ・米国 PMI 認定「プロジェクトマネジメントプロフェッショナル (PMP)」

## 9 問い合わせ先

公益財団法人東京観光財団 総務部 東京観光情報センター  
電話 03-5579-2681  
FAX 03-5579-8785